

喜多方市長

〒  
申請者 住 所  
(事業主) 代表者名 印  
電話番号

**喜多方市中小企業・小規模事業者活動継続応援交付金等交付申請書兼請求書**

喜多方市補助金等の交付等に関する規則第4条第1項の規定に基づき申請し、中小企業・小規模事業者活動継続応援交付金等交付要綱第4条の規定に基づき請求します。

申請額（請求額） 円

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた（受けている）。

**【申請（請求）区分】**

中小企業・小規模事業者活動継続応援交付金

従業員数( )人	<input type="checkbox"/> 5人以下 200,000円	<input type="checkbox"/> 6～49人 300,000円	<input type="checkbox"/> 50～99人 500,000円	<input type="checkbox"/> 100人以上 1,000,000円
----------	---	--	---	---

賃貸物件店舗等維持交付金

<input type="checkbox"/> 賃貸物件 100,000円 (A) 2020年( )月 _____円 (B) 2019年( )月 _____円	$\frac{(B)-(A)}{(B)} \times 100 = \quad \%$
--	---

個人・法人の別	<input type="checkbox"/> 個人事業主 <input type="checkbox"/> 法人		
事業所名 事業所の所在地			
業種	① 農業、林業    ② 漁業    ③ 鉱業、採石業、砂利採取業    ④ 建設業    ⑤ 製造業 ⑥ 電気・ガス・熱供給・水道業    ⑦ 情報通信業    ⑧ 運輸業、郵便業    ⑨ 卸売業、小売業 ⑩ 金融業、保険業    ⑪ 不動産業、物品賃貸業    ⑫ 学術研究、専門・技術サービス業 ⑬ 宿泊業、飲食サービス業    ⑭ 生活関連 サービス業、娯楽業    ⑮ 教育、学習支援業 ⑯ 医療、福祉    ⑰ 複合サービス事業    ⑱ サービス業(他に分類されないもの) ⑲ その他( )		

※ 従業員数は、令和2年6月1日時点における、雇用期間の定めの有無に関わらず週30時間以上又は週5日以上勤務し、交付金を申請する事業者と雇用契約を締結している従業員の数とし、常勤の役員を含む。ただし、事業主及び派遣社員は含めないこと。

※ 従業員数の確認のため、賃金台帳及び就業規則、その他就業の実態が確認できる書類等を確認する場合があります。

**【振込先金融機関名、支店名、口座種別、口座番号及び口座名義人】**

金融機関名		支店名	
口座種別	普通    ・    当座	口座番号	
フリガナ 口座名義人			

裏面につづく

[誓約事項チェック欄]

- 申請の内容に虚偽の申告があった場合は、この申請が却下され、交付金の交付決定を取り消されること。さらに交付金の交付を受けた場合には交付金を返還することを承諾します。
- 市からの調査や報告の求めがあった場合は、これに応じます。
- 下記のいずれにも該当しないことを誓約します。
  - 1 事業者、又は事業者が法人である場合当該法人の役員又は事業所の業務を統括する者その他これに準ずる者（以下「役員等」という。）のうちに暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当する者及び暴力団の構成員等の統制の下にあるもの（以下「暴力団員等」という。）のある事業所
  - 2 暴力団員等をその業務に従事させ、又は従事させるおそれのある事業所
  - 3 暴力団員等がその事業活動を支配する事業所
  - 4 暴力団員等が経営に実質的に関与している事業所
  - 5 役員等が自己若しくは第三者の不正の利益を図り又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）の威力又は暴力団員等を利用するなどしている事業所
  - 6 役員等が暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している事業所
  - 7 役員等又は経営に実質的に関与している者が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している事業所
  - 8 1から7までに規定する事業所であると知りながら、これを不当に利用するなどしている事業所

◆添付書類チェック欄◆

- 個人の場合：「令和元年年分確定申告書（第1表）、白色申告の場合は収支内訳書、青色申告の場合は収支決算書1、2ページ」の写し  運転免許等の身分証明の写し
- 法人の場合：「直近の確定申告書（別表1）、法人事業概況説明書」の写し

**【全事業者共通】**

- 従業員名簿（氏名及び住所、生年月日の記載があるもの）従業員が5名以下の場合省略可  
※確認のために、賃金台帳、就業規則、雇用契約書、タイムカード等の写しの提出を求める場合があります。
- 営業許可証等の写し
- 事業の実体を確認できる書類等  
（店舗名義の水道の検針票・電気料の領収書等の写し、パンフレット、ホームページを印刷したもの等）
- 申請者の通帳の写し（申請者と振込口座名義人は同一となるようにしてください）

**【賃貸物件店舗等維持交付金を申請する事業者】**

- 賃貸借契約書の写し又は直近3カ月の家賃の領収書の写し
- 前年同月と比較して減収（20%以上）となったことがわかる売上台帳等